

鹿児島大学ストレートドクター修学支援金要項

令和5年12月15日

学長裁定

(目的)

第1 鹿児島大学ストレートドクター修学支援金(以下「支援金」という。)は、鹿児島大学(以下「本学」という。)の博士前期課程、修士課程若しくは専門職学位課程(以下「修士課程」という。)を修了後又は本学の医学部、歯学部若しくは共同獣医学部の6年課程(以下「学士課程」という。)を卒業後、1年を経過しないで本学の博士後期課程又は博士課程(以下「博士課程」という。)に入学した学生に、修学支援を目的とした経済支援を行い、大学院生の教育研究活動を活性化することを目的とする。

(給付資格)

第2 支援金の給付対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 修士課程修了後又は学士課程卒業後、1年を経過しないで博士課程に入学した者
- (2) 当該年度に入学した博士課程の1年生
- (3) 入学時の成績が優秀であり、入学後、教育研究活動を行うことで社会に貢献できる人材になりうると当該研究科長が認めた者

(支援金)

第3 支援金は、当分の間、鹿児島大学稲盛和夫基金規則(平成30年規則第45号)第3条に基づき、鹿児島大学稲盛和夫基金から充てることとする。

2 支援金の給付額は、1人あたり50万円とし、状況に応じて変更ができるものとする。

3 支援金の給付を受ける者(以下「受給者」という。)の人数は、当分の間、年間6人以内とし、状況に応じて変更ができるものとする。

(受給者の推薦)

第4 受給者は、各研究科の長が学長に推薦するものとする。

(選考及び決定)

第5 支援金の選考その他受給者の決定に関し必要な事項については、学生生活委員会の議を経て、学長が決定する。

(支援金の取消し)

第6 学長は、受給者が支援金の給付を受けた年度に次の各号のいずれかに該当する場合は、学生生活委員会の議を経て、支援金の給付を取り消すことができる。

- (1) 本人が受給者の決定を辞退したとき。
- (2) 入学後1年以内に、本人が休学又は退学したとき。ただし、事由が、本人及び家族の病気等の療養・介護のほか、被災、事件や事故の被害者となったことによる疾病等の場合で、指導教員等の理由書(様式：任意)が提出された場合は除く。

(3) 本学の規則等に違反し、懲戒処分を受けたとき。

(4) その他受給者としての適性を欠くに至ったとき。

(支援金の給付及び返還義務)

第7 学長は、受給者に奨学金を一括で給付するものとする。

2 第6の規定により支援金の給付を取り消したときは、学長は、既に給付した支援金の返還を求めることができる。

(他の支援金との重複)

第8 受給者が他の支援金を受給することは妨げない。

(事務)

第9 支援金に関する事務は、学生部学生生活課において処理する。

(雑則)

第10 この要項に定めるもののほか、支援金の給付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和5年12月15日から実施し、令和5年4月1日から適用する。